

令和3年3月

国有林野事業(造林・生産等請負事業)における作業安全に係るクロスコンプライアンスの導入について

農林水産省では、令和2年2月に「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」が設置され、業種の垣根を越えた新たな作業安全対策に係る有識者会議での議論を踏まえ、現場の事業者等が取り組むべき事項や共有すべき認識を整理し、作業安全の取組推進のために活用することを目的に、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)」及び「同(個別規範:林業)」が策定されました。

事業者による作業安全対策の自己点検の促進や安全に対する意識向上を図るとともに、現場の取組状況の把握・分析等に活用するため、規範に沿った内容の「チェックシート」の提出を要件化(クロスコンプライアンス)することとなりました。

一般競争入札により実施する造林・生産請負事業及び有害鳥獣捕獲等事業の入札参加の申請に当たり、同規範に沿った作業安全対策について、最近1年間の取組状況を「作業安全規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」に記入し提出することとなりますのでお知らせいたします。

〔専門官:契約適正化〕